

外来化学療法について

当院では、外来腫瘍化学療法診療料 1 の施設基準を取得しており、以下のとおり対応を行っております

- ・専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、本診療科を算定している患者様から電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制を整備しております。

- ・急変時等の緊急時に当該患者様が入院できる体制を確保しており又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者様が入院できる体制が整備されています。

- ・実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しております。
（年一回以上開催としています）